

## (参考3) インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
  - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
  - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



**特集 インボイス制度**

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行者」に選られ、この「適格請求書発行者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能な  
オンライン説明会に  
ご参加ください！

Youtube  
国税庁動画  
チャンネル

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けております。

【フリーダイヤル】  
0120-205-553（無料）  
【受付時間】  
9：00～17：00（土日祝除く）

※後述にて無償相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。

請求書

制度の概要

お問合せが多い  
質問等随時更新

Q & A

取扱通達

e-tax

申請手続

国税庁

Copyright © 2021 NATIONAL TAX AGENCY ALL Right Reserved.

### 《オンライン説明会について》

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、オンライン形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。  
全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



- 軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

**専用ダイヤル** 0120-205-553（無料） **【受付時間】** 9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度及びインボイス制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。